

特別養護老人ホームわくわく荘運営規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人いつつ星会が、介護保険法による指定介護老人福祉施設事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条

入居者が可能な限りその居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(運営方針)

第3条

本事業において提供する施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 3 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 4 施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なわないものとする。
- 5 事業所は自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームわくわく荘
- (2) 所在地 岩手県二戸市仁左平字横手6番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条

介護老人福祉施設事業を実施するため、次の職員を置く。

- 1 管 理 者（施設長） 1人（常勤 兼務）
職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる。
- 2 医 師（非常勤） 2人（医師1人 歯科医師1人 共に兼務）
入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

- 3 生活相談員 1人（常勤兼務）
入居者の生活相談及び各種調整にあたる。
- 4 介護支援専門員 2人（常勤兼務）
入居者の介護に係る計画の立案、モニタリング等にあたる。
- 5 看護職員 3人（常勤兼務 3名 うち1名は機能訓練指導員と兼務）
利用者の看護にあたる。
- 6 介護職員 18人（常勤兼務 15名）
入居者の介護・介助にあたる。（非常勤兼務 3名）
- 7 機能訓練指導員 1人（常勤兼務 看護職員と兼務）
入居者の機能訓練にあたる。
- 8 栄養士 1人（常勤兼務）
利用者の食事管理及び献立の作成にあたる。

（入居定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日20名とする。

（ユニットの数及びユニットごとの入居定員）

第7条 事業所のユニットの数は2つとし、ユニットごとの入居定員は10名とする。

（介護老人福祉施設介護の内容）

第8条

特別養護老人ホームわくわく荘では、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護サービスを提供するものとし、常に利用者の家族との連携を図りながら、次のサービスの提供を行うものとする。

- ① 栄養並びに利用者の心身状況を及び嗜好に考慮した食事の提供。
- ② 1週間に2回以上の入浴。
- ③ 排泄の自立について必要な援助。
- ④ 離床・着替え・整容その他日常生活の上の世話。
- ⑤ 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- ⑥ 常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置。
- ⑦ 適宜に利用者のためのレクリエーションの実施。
- ⑧ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助。
- ⑨ その他、利用者の生活向上のための必要な援助

（利用料の受領）

第9条

特別養護老人ホームわくわく荘を利用した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、保険者より交付される介護保険負担割合証に基づいた割合の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収するものとする。
- (1) 食事の提供に要する費用 日額 1, 445円
ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。
- (2) 居住費に要する費用 ユニット型個室 日額 2, 443円
ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費
- (4) 理美容代 カット 1, 100円、 顔そり 1, 100円
- (5) 送迎サービス料（外出泊介助費等）
①二戸市内（浄法寺町を除く） 500円（片道）
②二戸市の一部を除く二戸管内（浄法寺町、九戸村、軽米町、一戸町）
1, 000円（片道）
*それ以外は、原則対応しない。
- (6) 預り金出納管理費 1日 10円
- (7) 家族食事代 1食 350円
- (8) 寝具貸出し料 1組 100円
- (9) 複写物 1枚 10円（白黒） 30円（カラー）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 第2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院中は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所者生活(療養)介護利用者より短期入所の居住費を徴収する。

(通常を送迎の実施地域)

第10条

通常を送迎の実施地域は、岩手県二戸市内(浄法寺町を除く)とする。

(入居手続きの説明及び同意)

第11条

施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

る。

(入退居)

第12条

特別養護老人ホームわくわく荘は、身体上又は精神上著しい傷害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

- 2 特別養護老人ホームわくわく荘は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒むことはできないものとする。
- 3 入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努め、別に定めるわくわく荘入居判定委員会設置規則に基づく入居調整委員会の決定を受けるものとする。
- 5 特別養護老人ホームわくわく荘は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

(身元引受人)

第13条

入居が決定したものは、入居の際、成年者で独立の生計を営むものを身元引受人に定め、別に定める契約書により、利用者と連名で管理者と契約を締結するものとする。

(利用者の心得)

第14条

利用者は相愛互助の精神を持って、社会的規範を守り自らも健全な共同生活の運営に努めるとともに、わくわく荘の諸規定を守り、自らの生活及び機能の向上を図るものとする。

(禁止行為)

第15条

入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与えこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第16条

施設介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備え、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第17条

入居者の病状に急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。

(事故発生時の対応)

第18条

入居者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 入居者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

第19条

特別養護老人ホームわくわく荘は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 前項の外、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第20条

特別養護老人ホームわくわく荘は、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

2 提供したサービスに関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

3 利用者からの苦情に関して、国民健康保健団体連合会が行う調査に協力するものとする。又自ら提供した施設介護サービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(衛生処理)

第21条

施設において使用する備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行うものとする。

2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じるものとする。

(地域と連携)

第 2 2 条

介護老人福祉施設事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 2 3 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他)

第 2 4 条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人いつつ星会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日より施行する。

平成 1 6 年 7 月 2 6 日に一部改定

平成 1 7 年 1 0 月 1 日に一部改定

平成 1 8 年 1 月 1 日に一部改定

平成 2 1 年 4 月 1 日に一部改定

平成 2 4 年 4 月 1 日に一部改定

平成 2 5 年 4 月 1 日に一部改定

平成 2 7 年 4 月 1 日に一部改訂

平成 2 7 年 8 月 1 日に一部改訂

平成 2 8 年 4 月 1 日に一部改訂

平成 2 9 年 7 月 1 日に一部改訂

令和元年 1 0 月 1 日に一部改訂

令和 3 年 8 月 1 日に一部改訂

令和 6 年 4 月 1 日に一部改訂